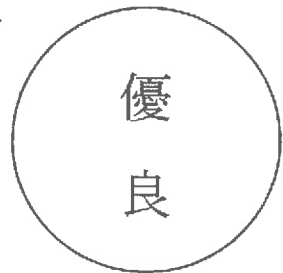


産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志



第14条第1項の許可を受けた者である
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 4年 8月 17日
令和11年 8月 7日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え及び保管行為を含まず。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、
改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類、ばいじ
ん (上記産業廃棄物のうち、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石
膏ボード、廃容器包装を含み、廃ブラウン管、自動車等破砕物、判定基準に適合しないも
の及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は
保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高
さ

該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年 8月 8日 (当初許可)

平成16年11月13日 (代表者変更 (旧: 平原 道康))

平成17年 8月 8日 (更新許可)

平成22年 8月 8日 (更新許可)

(裏面に続く)

(裏 面)

平成27年 9月30日 (変 更 許 可)

燃え殻、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類、ばいじん（上記産業廃棄物のうち、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装を含み、廃ブラウン管、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以上14種類の追加

平成27年 9月30日 (優 良 認 定)

平成27年 9月30日 (更 新 許 可)

令和 元年11月 1日 (代 表 者 変 更 (旧：小林 友則))

令和 4年 8月17日 (優 良 認 定)

令和 4年 8月17日 (更 新 許 可)

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

許可番号 第03301007362号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
名称 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和6年7月24日

許可の有効年月日 令和13年6月19日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成9年6月20日 新規許可
令和6年7月24日 更新許可

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
有

取り扱う産業廃棄物の種類

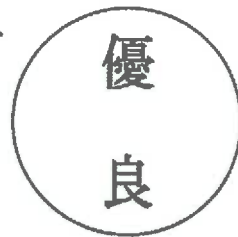
| 産業廃棄物の種類 | | 取り扱う産業廃棄物の種類 | | 積替え・保管の有無 | |
|----------|----------|-------------------|-----------------|-----------|-----------------|
| | | | | 無 | |
| | | 積替え・保管を行う産業廃棄物の種類 | | | |
| | | 取扱う品目 | 限定がある場合 その内容 | 取扱う品目 | 限定がある場合 その内容 |
| 1 | 燃え殻 | ○ | | — | |
| 2 | 汚泥 | ○ | | — | |
| 3 | 廃油 | ○ | | — | |
| 4 | 廃酸 | ○ | | — | |
| 5 | 廃アルカリ | ○ | | — | |
| 6 | 廃プラスチック類 | ○ | | — | |
| | 自動車等破砕物 | — | | — | |
| 7 | 紙くず | ○ | | — | |
| 8 | 木くず | ○ | | — | |
| 9 | 繊維くず | ○ | | — | |
| 10 | 動植物性残さ | ○ | | — | |
| 11 | 動物系固形不要物 | — | | — | |
| 12 | ゴムくず | ○ | | — | |
| 13 | 金属くず | ○ | | — | |
| | 自動車等破砕物 | — | | — | |
| 14 | ガラスくず等 | ○ | | — | |
| | 自動車等破砕物 | — | | — | |
| 15 | 鉱さい | ○ | | — | |
| 16 | がれき類 | ○ | | — | |
| 17 | 動物のふん尿 | — | | — | |
| 18 | 動物の死体 | — | | — | |
| 19 | ばいじん | ○ | | — | |
| 20 | 産業廃棄物処理物 | — | | — | |
| 21 | 輸入廃棄物 | — | | — | |

| | 取り扱う産業廃棄物 | 積替え・保管を行う産業廃棄物 |
|----------------------|-----------|----------------|
| 石綿含有産業廃棄物が含まれるかどうか | 含む | |
| 水銀使用製品産業廃棄物が含まれるかどうか | 含まない | |
| 水銀含有ばいじん等が含まれるかどうか | 含まない | — |

(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。
 ・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くずのこと。
 ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

許可番号 第04305007362号

産業廃棄物収集運搬業許可証



住 氏 所 名 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
 株式会社環境開発公社
 代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



許可の年月日 令和4年（2022年）7月14日

許可の有効年月日 令和11年（2029年）5月18日

1. 事業の範囲

| 取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く) | 積替 保管 | ※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの | | | |
|--------------------------------|----------|----------------------------|-------------|-----------------|---------------|
| | | 石綿含有 産業廃棄物 | 自動車等 破砕物 | 水銀使用製品 産業廃棄物 | 水銀含有 ばいじん等 |
| 燃え殻 | — | — | — | — | — |
| 汚泥 | — | — | — | — | — |
| 廃油 | — | — | — | — | — |
| 廃酸 | — | — | — | — | — |
| 廃アルカリ | — | — | — | — | — |
| 廃プラスチック類 | — | ○ | — | — | — |
| 紙くず | — | — | — | — | — |
| 木くず | — | — | — | — | — |
| 繊維くず | — | — | — | — | — |
| 動植物性残さ | — | — | — | — | — |
| ゴムくず | — | — | — | — | — |
| 金属くず | — | — | — | — | — |
| ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | — | ○ | — | — | — |
| 鉱さい | — | — | — | — | — |
| がれき類 | — | ○ | — | — | — |
| ばいじん | — | — | — | — | — |

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成29年（2017年）5月19日付けで新規許可

- (2) 令和元年（2019年）11月1日付けの変更届出により代表者変更（旧代表者：小林 友則）
- (3) 令和4年（2022年）7月14日付けで更新許可及び優良基準適合認定

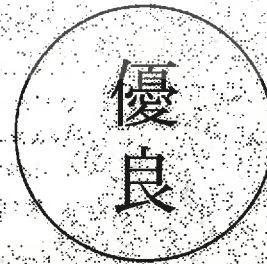
5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社 環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 令和5年3月22日
許可の有効年月日 令和12年3月21日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管を含む。）

産業廃棄物の種類

【積替え・保管を含む。】

鉱さい（水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

【積替え・保管を含まない。】

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、がれき類及びばいじん（これらのうち廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装及び石綿含有産業廃棄物を含み、廃ブラウン管、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路1184-84.2㎡ 鉱さい 104㎡ 1.5m

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年4月17日 更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無

市名 広島市

許可番号 第07310007362号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

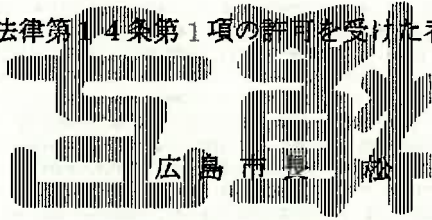
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島市西区南観音六丁目1番21号

氏名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。



広島市長 松井 一 實



許可の年月日 令和 7年12月22日

許可の有効期限 令和14年12月21日

1. 事業の範囲

| 区分 | 産業廃棄物の種類 |
|----|----------|
| 市内 | 表面のとおり |

2. 積替え又は保管を行うすべての場所
別添検査済証のとおり。

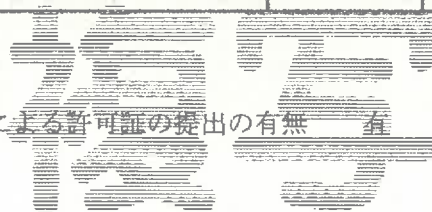
3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

| 年月日 | 更新・変更の別 | 年月日 | 更新・変更の別 |
|-----------|-------------|-----|---------|
| R 7.12.18 | 更新許可 (優良認定) | . | . |
| . | . | . | . |
| . | . | . | . |

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

6. 備考



1. 事業の範囲

| 区分 | 産業廃棄物の種類 |
|--|--|
| <p>収集運搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白</p> | <p>汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) 廃油 (これらのうち水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白</p> |
| <p>収集運搬 (積替・保管を含まない) 以下余白</p> | <p>燃え殻 (判定基準に適合しないものを含まない。) 汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず 鉱さい がれき類 ばいじん (判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃ブラウン管、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白</p> |

複写

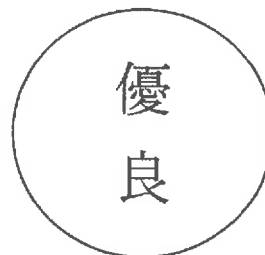
複写



許可番号03709007362

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社 環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 池田 豊人

許可の年月日 令和4年10月24日

許可の有効年月日 令和11年10月23日



1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無：積替え又は保管を含まず。

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④鉍さい⑤ばいじん（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

| | |
|-------------|-------|
| 自動車等破砕物 | 含まない。 |
| 石綿含有産業廃棄物 | 含まない。 |
| 水銀使用製品産業廃棄物 | 含まない。 |
| 水銀含有ばいじん等 | 含まない。 |

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余 白

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年10月24日（当初許可）

令和4年10月24日（更新許可）

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

以 下 余 白

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 03900007362

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社環境開発公社

代表取締役 栗本 貴志

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

高知県知事 濱田 省司

許可の年月日 令和7年3月3日

許可の有効年月日 令和14年2月11日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集・運搬 (積替え又は保管を除く。)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*1を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1を含む。)、鋳さい、がれき類(*1を含む。)、ばいじん 以下余白

※取り扱う産業廃棄物の種類

*1: 石綿含有産業廃棄物、*2: 水銀使用製品産業廃棄物、*3: 水銀含有ばいじん等については、(※を含む。)の記載のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面に記載のとおり

5. 高知市内の積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第3項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年 2月12日
平成15年 2月12日
平成20年 2月12日
平成25年 2月12日
平成25年 4月10日

新規許可
更新許可
更新許可
更新許可
変更許可

(燃え殻、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*1を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1を含む。)、鉱さい、がれき類(*1を含む。)、ばいじんの追加)

平成30年10月25日
令和7年3月3日
以下余白

更新許可(優良認定)
更新許可(優良認定)

産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許可の年月日 令和 8年 4月 13日

許可の有効年月日 令和 15年 4月 12日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん

(これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上16種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 8年 4月 13日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝貞



許可の年月日 令和4年8月16日

許可の有効年月日 令和11年8月15日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含まない 以下余白

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（廃プリント配線板、廃容器包装を含み、自動車等破砕物を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含み、自動車等破砕物を含まない）、ガラスくず等（廃石膏ボード、廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）を含まない）、鉱さい、がれき類、ばいじん

（以上16種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。含む：石綿含有産業廃棄物 含まない：水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

積替え又は保管行為を含まない。

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

| | |
|-------------|--------------------------|
| 平成29年8月16日 | 産業廃棄物収集運搬業許可 |
| 平成30年2月13日 | 変更届(役員) |
| 平成30年10月3日 | 変更届(役員) |
| 平成30年12月12日 | 変更届(役員) |
| 令和元年10月9日 | 変更届(役員) |
| 令和元年11月13日 | 変更届(代表者、役員) |
| 令和4年8月2日 | 変更届(事業場、運搬施設) |
| 令和4年8月16日 | 産業廃棄物収集運搬業更新許可(優良基準適合認定) |

5. 積替え許可の有無
市名

有・無 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
有

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
 氏名 株式会社環境開発公社
 代表取締役 栗本 貴志

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 令和 5年 4月16日
 許可の有効年月日 令和12年 4月15日

1. 事業の範囲

| | 取り扱うことができる産業廃棄物の種類 | 積替え保管の有無 |
|------|-----------------------|----------|
| (1) | 燃え殻 | — |
| (2) | 汚泥 | — |
| (3) | 廃油 | — |
| (4) | 廃酸 | — |
| (5) | 廃アルカリ | — |
| (6) | 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。） | — |
| (7) | 紙くず | — |
| (8) | 木くず | — |
| (9) | 繊維くず | — |
| (10) | 動植物性残さ | — |
| (11) | ゴムくず | — |
| (12) | 金属くず（自動車等破砕物を除く。） | — |
| (13) | ガラスくず等（自動車等破砕物を除く。） | — |
| (14) | 鋳さい | — |
| (15) | がれき類 | — |
| (16) | ばいじん | — |

・以上16品目、いずれも特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。
 ・(3)、(13)及び(15)にあっては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

(備考)

- ・「—」は積替え保管ができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 該当なし

3. 許可の条件
 なし

4. 許可の更新又は変更の状況
 令和 5年 4月18日 更新許可

5. 積替え許可の有無
 鳥取市 有 ・ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

許可番号 03200007362

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島市西区南観音六丁目12番2-1号

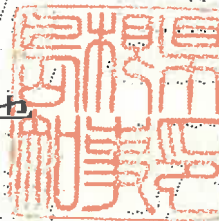
名称 株式会社 環境開発公社

代表取締役 栗本 貴志

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山 達也



許可の年月日 令和2年10月28日

許可の有効年月日 令和9年10月26日

1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白

産業廃棄物の種類

プラスチック類、金属くず、ガラスくず等以上3品目、自動車等破砕物及び廃プラスチック管を除く、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、繊維い、がれき類 以上14品目、有毒含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 昭和60年5月11日新規許可
- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類の追加により平成20年11月19日変更許可
- (3) 令和2年10月28日更新許可

5. 積替え許可の有無 有 - 無

松江市の区域に係る積替え許可無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 - 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
~~第14条の2第1項~~

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



許可の年月日 令和3年11月17日

許可の有効年月日 令和8年11月16日

1. 事業の範囲

(1) 積替え
なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻, 汚泥, 廃油, 鉍さい, ばいじん

(以上5種類, 特別管理産業廃棄物, 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類, 積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年11月17日 新規許可

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島市西区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 3年 12月 22日

許可の有効年月日 令和 10年 12月 21日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。） 以上16品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うための場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年12月22日 更新許可

平成16年12月22日 更新許可

平成16年12月22日 変更許可により取扱品目（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類）の追加

平成21年12月22日 更新許可

平成26年12月22日 更新許可

平成29年 1月20日 変更許可により取扱品目（繊維くず、ばいじん）の追加

令和 3年12月22日 更新許可 以下余白

（以下裏面に記載）

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の宗像・遠賀保健福祉環境事務所で行ってください。

(裏面)

5. 積替え許可の有無

有 ・ 無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名

許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



許可番号 第 02809007362 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住 所 広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤 元彦



許可の年月日 令和5年10月1日

許可の有効年月日 令和12年9月30日

1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

1. 燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く)
2. 汚泥(水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)
3. 廃油
4. 廃酸(水銀含有ばいじん等を除く)
5. 廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く)
6. 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)
7. 紙くず
8. 木くず
9. 繊維くず
10. 動植物性残さ
11. ゴムくず
12. 金属くず
13. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)
14. 鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く)
15. がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)
16. ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く)

以上 16 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成30年10月1日 新規許可

令和5年10月1日 更新許可(優良認定)

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 第03350007362号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
名称 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和3年7月15日

許可の有効年月日 令和10年6月15日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 10種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成28年6月16日 新規許可
令和3年7月15日 更新許可

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第10条の12第2項において準用する規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
有

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

| 特別管理産業廃棄物の種類 | 取り扱う廃棄物の種類 | | 積替え・保管の有無 | |
|--------------------------------|---------------|-----------------------------------|----------------------|----------------------|
| | 取り扱う品目 | 限定がある場合 その内容 | 積替え・保管を行う産業廃棄物の種類 | |
| | | | 取り扱う品目 | 限定がある場合 その内容 |
| 1 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類） | ○ | | - | |
| 2 廃酸（pH2.0以下のもの） | ○ | | - | |
| 3 廃アルカリ（pH2.5以上のもの） | ○ | | - | |
| 4 感染性産業廃棄物 | - | | - | |
| 5 廃PCB等 | ○ | 低濃度ポリ塩化ビフェニルに限る。 | - | |
| 6 PCB汚染物 | ○ | 低濃度ポリ塩化ビフェニルに限る。 | - | |
| 7 PCB処理物 | | | - | |
| 8 廃水銀等 | | | - | |
| 9 廃石棉等 | ○ | | - | |
| 10 廃PCB等、廃水銀等、廃石棉等を除く特定有害産業廃棄物 | 積替え・保管を許可する品目 | 限定がある場合はその内容 (有害物質に係る限定は右表による) | ダイオキシン類 1,4-ジオキサン | ダイオキシン類 1,4-ジオキサン |
| 燃え殻 | ○ | | ○ | ○ |
| 汚泥 | ○ | | ○ | ○ |
| 廃油 | ○ | | ○ | ○ |
| 廃酸 | ○ | | ○ | ○ |
| 廃アルカリ | ○ | | ○ | ○ |
| 鉱さい | ○ | | ○ | ○ |
| ばいじん | ○ | | ○ | ○ |

(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。
・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。



許可番号第04752007362号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社環境開発公社 代表取締役 栗本 貴志
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

沖縄県知事 玉城 康裕



許可の年月日 令和4年(2022年)10月12日
許可の有効年月日 令和11年(2029年)10月11日

1. 事業の範囲

- 廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。)
廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。)
廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。)
燃え殻(特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。)
汚泥(特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。)
鉍さい(特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。)
ばいじん(特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。)
廃石綿等、廃PCB等(低濃度のものに限る。)、PCB汚染物(低濃度のものに限る。)
(積替え保管を含まない。)

2. 許可の条件

- (1) 産業廃棄物を船舶に積載する際は、港内に滞留することのないよう船舶の出航時刻に合わせて排出事業所から搬出すること。
(2) 当該収集運搬業に起因した環境に関する苦情等の申し入れがあった場合には、直ちにその原因を調査し、適切な措置を講ずること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成29年10月12日 新規許可
令和4年10月12日 更新許可(優良認定)

4. 那覇市における積替え許可の有無 有 ・ (無)

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)

備考。「優良」の表示は産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有する者と認められたことを示すものです。

事務所の所在地：広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

事業場の所在地：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番11、10460番18、
10460番19、10460番20

(裏面)

取り扱う特定有害産業廃棄物の種類

| 有害物質 特定有害産業廃棄物の種類 | 廃油 | 廃酸 | 廃アルカリ | 燃え殻 | 汚泥 | 鉍さい | ばいじん |
|----------------------|----|----|-------|-----|----|-----|------|
| 水銀又はその化合物 | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| カドミウム又はその化合物 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 鉛又はその化合物 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 有機燐化合物 | | ○ | ○ | | ○ | | |
| 六価クロム化合物 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 砒素又はその化合物 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| シアン化合物 | | ○ | ○ | | ○ | | |
| ポリ塩化ビフェニル | | — | — | | — | | |
| トリクロロエチレン | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| テトラクロロエチレン | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| ジクロロメタン | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| 四塩化炭素 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| 1,2-ジクロロエタン | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| 1,1-ジクロロエチレン | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| 1,1,1-トリクロロエタン | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| 1,1,2-トリクロロエタン | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| 1,3-ジクロロプロペン | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| チウラム | | ○ | ○ | | ○ | | |
| シマジン | | ○ | ○ | | ○ | | |
| チオベンカルブ | | ○ | ○ | | ○ | | |
| ベンゼン | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| セレン又はその化合物 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1,4-ジオキサン | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| ダイオキシン類 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |

※表中の「○」は取り扱うことができるものを示す。

許可番号 第04355007362号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 氏 所 名 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



許可の年月日 令和5年(2023年)3月13日

許可の有効年月日 令和11年(2029年)12月27日

1. 事業の範囲

| 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類（特定有害産業廃棄物の種類については別表参照） | （特記事項） | 積替 保管 |
|---|--------|----------|
| 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類） | — | — |
| 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの） | — | — |
| 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの） | — | — |
| 廃石綿等 | — | — |
| 燃え殻（特定有害産業廃棄物であるもの） | — | — |
| 汚泥（特定有害産業廃棄物であるもの） | — | — |
| 廃酸（特定有害産業廃棄物であるもの） | — | — |
| 廃アルカリ（特定有害産業廃棄物であるもの） | — | — |

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成17年(2005年)12月28日付けで新規許可
- (2) 平成23年(2011年)2月28日付けで更新許可
- (3) 平成28年(2016年)3月2日付けで事業範囲の変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類として「燃え殻」、「汚泥」、「廃油」、「廃酸」及び「廃アルカリ」を追加。）、更新許可及び優良基準適合認定

- (4) 令和元年（2019年）11月1日付けの変更届出により代表者変更（旧代表者：小林 友則）
 (5) 令和5年（2023年）3月13日付けで更新許可及び優良基準適合認定

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

(別表)

| 特定有害産業廃棄物の種類 有害物質 | 燃え殻 | 汚泥 | 廃酸 | 廃アルカリ |
|----------------------|-----|----|----|-------|
| アルキル水銀化合物 | — | ○ | ○ | ○ |
| 水銀又はその化合物 | — | ○ | ○ | ○ |
| カドミウム又はその化合物 | ○ | ○ | ○ | — |
| 鉛又はその化合物 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 有機燐化合物 | — | ○ | — | — |
| 六価クロム化合物 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 砒素又はその化合物 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| シアン化合物 | — | ○ | — | ○ |
| トリクロロエチレン | — | — | — | — |
| テトラクロロエチレン | — | — | — | — |
| ジクロロメタン | — | — | — | — |
| 四塩化炭素 | — | — | — | — |
| 1, 2-ジクロロエタン | — | — | — | — |
| 1, 1-ジクロロエチレン | — | — | — | — |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | — | — | — | — |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | — | — | — | — |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | — | — | — | — |
| 1, 3-ジクロロプロペン | — | — | — | — |
| チウラム | — | — | — | — |
| シマジン | — | — | — | — |
| チオベンカルブ | — | — | — | — |
| ベンゼン | — | — | — | — |
| セレン又はその化合物 | — | — | — | — |
| 1, 4-ジオキサン | — | — | — | — |
| ダイオキシン類 | — | — | — | — |

※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社 環境開発公社

代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 横田 美香



許可の年月日 令和 8 年 3 月 23 日

許可の有効年月日 令和 15 年 3 月 22 日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

特別管理産業廃棄物の種類

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン及び1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）
- ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・廃PCB等（低濃度PCB廃棄物に係るものに限る。）
- ・PCB汚染物（低濃度PCB廃棄物に係るものに限る。）
- ・廃石棉等
- ・燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物及びセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
令和8年3月27日 更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無
市名 — 許可番号 —

6. 規則第10条の12第7項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許可の年月日 令和 8年 3月 23日

許可の有効年月日 令和 15年 3月 22日

1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類
裏面のとおり

(2) 事業の区分
積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
令和 8年 3月 23日 更新許可

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
有

特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイキシル類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジチオキサン、ダイキシル類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジチオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジチオキサン、ダイキシル類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジチオキサン、ダイキシル類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 鉍さい (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジチオキサン、ダイキシル類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃石綿等
- 廃PCB等 (低濃度PCBに限る)
- PCB汚染物 (低濃度PCBに限る)
- 以上10種類

許可番号 03154007362

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 令和 3年 7月 8日
許可の有効年月日 令和10年 7月 7日

1. 事業の範囲
別紙のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和 3年 8月26日 更新許可

5. 積替え許可の有無
鳥取市 有 ・ 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

許可番号 03250007362

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島市西区南観音六丁目12番21号
名称 株式会社 環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山 達也



許可の年月日 令和4年1月18日
許可の有効年月日 令和10年12月25日

1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白

特別管理産業廃棄物の種類

- 廃油 (軽質留油及び留油系、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,2-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (濃度が2.0以下のもの又は、水素又はその化合物、カルシウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオホルム、シマジン、チオベンガルム、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素又はその化合物、カルシウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオホルム、シマジン、チオベンガルム、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
- 廃PCB等、PCB汚染物 (土壌汚染対策法第28条第1項第2号に規定するPCB汚染物に限る。)
- 鉛さび (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
- 廃石綿等
- 燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
- ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
- 汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオホルム、シマジン、チオベンガルム、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成28年12月26日新規許可
- (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加により平成30年8月22日変更許可
- (3) 令和4年1月18日更新許可

5. 積替え許可の有無 有 無
松江市の区域に係る積替え許可無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島市西区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋



許可の年月日 令和 2年 2月 26日

許可の有効年月日 令和 9年 2月 25日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

裏面のとおり
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年 1月31日 変更許可により取扱品目（廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、汚泥）の
限定の変更及び取扱品目（鉛さい、廃石綿等、ばいじん）の追加
令和 2年 2月26日 更新許可 以下余白

5. 積替え許可の有無 有・ 無
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）
市名
以下余白
許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の宗像・遠賀保健福祉環境事務所で行ってください。

1. 事業の範囲

積替え、保管を含まない。

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2. 0以下のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12. 5以上のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

鉱さい（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃石綿等

ばいじん（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

燃え殻（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上8品目 以下余白

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島市西区南観音六丁目1番21号

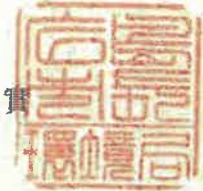
氏名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。



広島市長 松井 一 實



許可の年月日 令和 2年 8月11日

許可の有効期限 令和 9年 8月10日

1. 事業の範囲

| 区分 | 産業廃棄物の種類 |
|----|----------|
| 新増 | 表面のとおり |

2. 事業の用に供する全ての施設
別添検査済証のとおり。

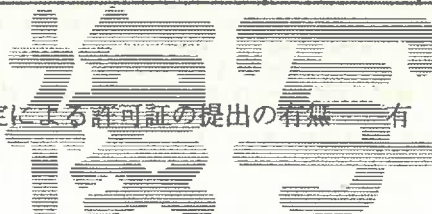
3. 許可の条件
別紙のとおり

4. 許可の更新・変更の状況

| 年月日 | 更新・変更の別 | 年月日 | 更新・変更の別 |
|-------------|-------------|------------|-------------|
| H23. 10. 26 | 変更許可 | H31. 2. 22 | 変更許可 |
| H25. 10. 2 | 更新許可 (優良認定) | R 2. 9. 1 | 更新許可 (優良認定) |
| H27. 8. 21 | 変更許可 | R 5. 6. 30 | 変更許可 |

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

6. 備考



1. 事業の範囲

| 区分 | 産業廃棄物の種類 |
|---------------------------|---|
| 中間処理 (天日乾燥) この欄以下余白 | 汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白 |
| 中間処理 (選別) この欄以下余白 | 燃え殻(判定基準に適合しないものを含まない。) 汚泥(含水率85%以下のものに限り、判定基準に適合しないものを含まない。) 金属くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず 鉱さい ばいじん(燃え殻及び汚泥が混練されたものに限り、判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち自動車等破砕物、鉛プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白 |
| 中間処理 (固化) この欄以下余白 | 汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白 |
| 中間処理 (造粒固化) 以下余白 | 燃え殻(木質ペレット又は木質チップを専焼ボイラーで燃焼させて生じた焼却灰(塗料や薬剤を含む若しくはそのおそれのある廃木材又は当該廃木材を原料として製造したペレット又はチップと混焼して生じた焼却灰を除く。)に限り、判定基準に適合しないものを含まない。) 汚泥(無機性汚泥に限り、判定基準に適合しないものを含まない。) 鉱さい ばいじん(判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白 |

複写

複写

3. 許可の条件

造粒固化処理後物を利用又は販売する場合は、排出事業者毎の燃え殻又はばいじんについて、以下のいずれの基準にも適合するものであることを、3か月に1回以上の頻度で、検査又はその他の方法により確認すること。

また、燃え殻又はばいじんを含む造粒固化処理後物が、以下のいずれの基準にも適合するものであることを、3か月に1回以上の頻度で検査を行い確認すること。

- (1) 土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）
- (2) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年12月27日環境庁告示第68号）のうち、土壌の汚染に係る環境基準
- (3) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条に規定する特定有害物質の基準（含有量基準に限る。）

新
中

新
中

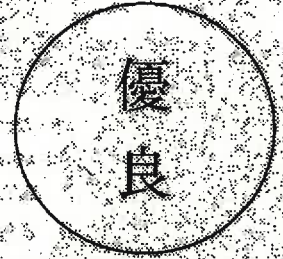
新
中

新
中

複
写

複
写

産業廃棄物処分量許可証



住所 広島県広島市西区南洞音六丁目12番21号
氏名 株式会社 環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 令和 3 年 3 月 22 日
許可の有効年月日 令和 10 年 3 月 21 日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理 (造粒固化)

産業廃棄物の種類

【造粒固化】汚泥 (無機性汚泥に限る。) (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 造粒固化施設

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路 1184 番地 平成 21 年 8 月 14 日設置

汚泥 240 m³/日

(2) 保管施設

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路 1184 番地 108 m² 汚泥 (無機性汚泥に限る。) 158 m³ 2.75m

(3) 造粒固化施設 (移動式)

県内全域 (広島市、呉市及び福山市の区域を除く。)

(駐機場所 広島県広島市佐伯区五日市町石内徳原 10460 番地 18 号) 令和 7 年 5 月 14 日設置

汚泥 1200 m³/日

(4) 造粒固化施設 (移動式)

県内全域 (広島市、呉市及び福山市の区域を除く。)

(駐機場所 広島県広島市佐伯区五日市町石内徳原 10460 番地 18 号) 平成 31 年 2 月 26 日設置

汚泥 1200 m³/日

3. 許可の条件

移動式の造粒固化施設については、次のとおりとする。

(1) 造粒固化施設の稼働は、汚泥の排出事業所内に限る。

(2) 造粒固化施設からの汚水は、直接公共用水域に排出しないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3 年 4 月 6 日 更新許可 (優良認定)

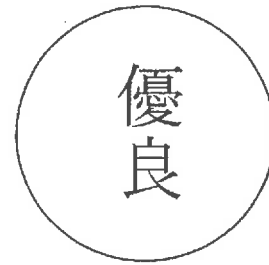
令和 7 年 5 月 19 日 事業の用に供する施設の変更

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社 環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

呉市長 新原 芳明



許可の年月日 令和2年9月16日

許可の有効年月日 令和9年9月15日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（造粒固化）

産業廃棄物の種類

- ・汚泥（無機性のものに限り、判定基準に適合しないものを除く。）
- ・鉍さい

（これらのうち、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 造粒固化施設（移動式）

設置場所 呉市内（駐機場：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番18）

処理能力 汚泥、鉍さい 1, 200m³/日（8時間）

(2) 造粒固化施設（移動式）

設置場所 呉市内（駐機場：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番18）

処理能力 汚泥、鉍さい 1, 200m³/日（8時間）

3. 許可の条件

(1) 処分を行う場所で、施設の設置にあたり関係法令に基づく許可若しくは届出が必要な場合は、必要な手続きを行い、施設の稼動はそれらが完了した後に行うこと。

(2) 処分を行う場所へ施設を移動する10日前までに、処分を行う場所での設置状況、維持管理状況及び環境保全措置方法を記載した書類を関係書類を添えて提出すること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和2年9月2日 更新許可（優良認定）

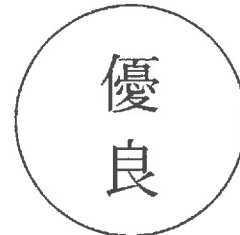
令和7年5月28日 変更届出（造粒固化施設の入替）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許可の年月日 令和 3年 5月 19日

許可の有効年月日 令和 10年 5月 18日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (造粒固化 (移動式))

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥 (無機汚泥に限る。)

(これらのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

保管場所：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番25、27

設置年月日：令和7年5月14日、処理能力：1,200m³/日 (8時間)

保管場所：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番18

設置年月日：平成31年2月26日、処理能力：1,200m³/日 (8時間)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3年 6月 2日 更新許可

令和 7年 5月 26日 変更届 (変更事項：事業の用に供する施設 (破碎固化 (移動式)) の設置及び廃止)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

許可番号 03220007362

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島市西区南観音六丁目12番21号

名称 株式会社環境開発公社

代表取締役 栗本 貴志

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山 達也



許可の年月日 令和4年3月14日

許可の有効年月日 令和11年2月26日

1. 事業の範囲

事業の区分 造粒固化(移動式) 以下余白

産業廃棄物の種類

汚泥(無機性汚泥に限る。) 以上1品目、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 造粒固化施設1

- ・施設の種類: 造粒固化施設(移動式)
- ・処理する廃棄物の種類: 汚泥(無機性汚泥に限る。)
- ・設置場所: 島根県(松江市の区域を除く。)内全域
- ・設置位置: 島根県(松江市の区域を除く。)内産業廃棄物排出事業場(出張造粒固化)
- ・設置年月日: 令和7年5月14日
- ・処理能力: 150 m³/時間、8時間稼働、1,200 m³/日
- ・許可年月日及び許可番号: 対象外

(2) 造粒固化施設2

- ・施設の種類: 造粒固化施設(移動式)
- ・処理する廃棄物の種類: 汚泥(無機性汚泥に限る。)
- ・設置場所: 島根県(松江市の区域を除く。)内全域
- ・設置位置: 島根県(松江市の区域を除く。)内産業廃棄物排出事業場(出張造粒固化)
- ・設置年月日: 平成31年2月25日
- ・処理能力: 150 m³/時間、8時間稼働、1,200 m³/日
- ・許可年月日及び許可番号: 対象外

3. 許可の条件

生活環境保全上支障のある場所では出張造粒固化を行わないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成29年2月27日新規許可
- (2) 令和4年3月14日更新許可
- (3) 造粒固化施設の廃止および追加により令和7年5月29日書換え交付

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無



許可番号 12920007362

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島市西区南観音六丁目12番21号
名称 株式会社 環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

松江市長 上定 昭仁



許可の年月日 令和4年4月11日
許可の有効年月日 令和11年2月26日

1. 事業の範囲

事業の区分 造粒固化（移動式） 以下余白

産業廃棄物の種類

1 汚泥

（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。）

汚泥（無機性に限る。）

以上1種類 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

別紙に記載のとおり

3. 許可の条件

生活環境保全上支障のある場所では出張造粒固化を行わないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

(1) 平成30年4月1日松江市の中核市移行によりみなし許可

(2) 令和4年4月11日更新許可

(3) 造粒固化施設の変更により令和7年7月15日書換え交付

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

許可番号 03825007362

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 3年10月20日
令和 8年10月19日

1. 事業の範囲

中間処分

造粒固化処分：汚泥（無機汚泥に限る。）

以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 造粒固化施設（移動式）

2基

ア 駐機場：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番18

設置年月日：令和7年5月19日

処理能力：1200m³/日

イ 駐機場：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番18

設置年月日：平成31年2月26日

処理能力：1200m³/日

3. 許可の条件

(1) 汚泥排出現場内でのみ使用すること。

(2) 生活環境の保全上支障が生ずる場所では使用しないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可

令和 3年10月20日

○変更届出

令和 7年 5月19日

(造粒固化施設の1基追加及び1基廃止)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無



許可番号08921007362

産業廃棄物処分量許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

松山市長 野 志 克 仁



許可の年月日 令和 3年 8月24日

許可の有効年月日 令和 8年 8月23日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

中間処分(造粒固化)

(産業廃棄物の種類)

(造粒固化)汚泥(無機性汚泥に限る。) 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 造粒固化施設(移動式) (型式)コマツ BZ210-3

(駐機場所)広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460-18

(設置年月日)令和 7年 5月19日

(処理する廃棄物の種類)汚泥(無機性汚泥に限る。)

(処理能力)汚泥:150m³/h(1,200m³/日)

(2) 造粒固化施設(移動式) (型式)コマツ BZ210-3

(駐機場所)広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460-18

(設置年月日)平成31年 2月26日

(処理する廃棄物の種類)汚泥(無機性汚泥に限る。)

(処理能力)汚泥:150m³/h(1,200m³/日)

3. 許可の条件

(1) 処理施設の稼働場所は、排出現場内に限る。

(2) 生活環境の保全上支障が生ずる場所では使用しないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

当初許可

令和 3年 8月24日

変更届出((1)造粒固化施設の更新(旧:コマツ BZ210-3))

令和 7年 5月30日

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無

許可番号03620007362

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。
~~第14条の2第1項~~

徳島県知事 後藤田 正純



許可の年月日 令和3年11月22日

許可の有効年月日 令和8年11月21日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（造粒固化）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥（無機性のものに限る。）

（以上1種類、特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。）

2. 事業の用に供する全ての施設

(1) 種類：造粒固化施設（移動式）（BZ210-3、車台番号3004）

駐機場所：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番18

設置年月日：令和7年5月19日

処理能力：1,200m³/日（8時間、150m³/h）

(2) 種類：造粒固化施設（移動式）（BZ210-3、車台番号2064）

駐機場所：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番18

設置年月日：平成31年2月25日

処理能力：1,200m³/日（8時間、150m³/h）

3. 許可の条件

中間処理（造粒固化）については、排出現場内で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年11月22日 新規許可

令和7年5月30日 変更届出（造粒固化施設（移動式）の入替）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社環境開発公社 代表取締役 栗本 貴志
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

沖縄県知事 玉城 康裕



許可の年月日 令和4年(2022年) 4月 4日
許可の有効年月日 令和11年(2029年) 4月 3日

1. 事業の範囲

中間処理

(造粒固化) : 汚泥(無機性のものに限り、特別管理産業廃棄物を除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

造粒固化施設3 (コマツ自走式土質改良機(BZ210-3))

設置場所: 沖縄県内一円の排出事業場(那覇市内を除く)

駐機場所: 広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番30

設置年月日: 平成31年2月26日

処理能力: 1,200 m³/日(8時間) 150 m³/時間

造粒固化施設4 (コマツ自走式土質改良機(BZ210-3))

設置場所: 沖縄県内一円の排出事業場(那覇市内を除く)

駐機場所: 広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番33

設置年月日: 令和7年5月19日

処理能力: 1,200 m³/日(8時間) 150 m³/時間

3. 許可の条件

(1) 施設の稼働は排出事業場内に限る。

(2) 当該処分業に起因した環境に関する苦情等の申し入れがあった場合には、直ちにその原因を調査し、適切な措置を講ずること。

(以下、裏面に記載)

備考. 「優良」の表示は産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有する者と認められたことを示すものです。

(裏面)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年4月4日 新規許可

令和4年4月4日 更新許可 (優良認定)

令和7年6月13日 変更届出 (造粒固化施設の廃止・追加)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

令和3年11月17日付産業廃棄物収集運搬業許可証 (許可番号第3600007362号)

事務所の所在地：広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

事業場の所在地：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原 10460番18、10460番19、
10460番25、10460番26、
10460番27、10460番30、
10460番33

許可番号 第10020007362号

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
名称 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊 東 香 織



許可の年月日 令和 4年 2月21日

許可の有効年月日 令和 9年 2月20日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 造粒固化（移動式）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥（無機性に限り、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

「裏面に記載」

3. 許可の条件

造粒固化（移動式）を行う場所は、倉敷市内の当該産業廃棄物の排出事業場内に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年 2月21日 新規許可

令和7年 6月 6日 変更届出に伴う許可証の書換え（事業の用に供する施設の変更）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

(裏面)

(1) 施設の種類 造粒固化施設 (移動式)

ア 設置場所 広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番25、
10460番27 (保管場所)

設置年月日 令和7年5月19日

処理能力 汚泥 1,200m³/日(8時間)

イ 設置場所 広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番30、
10460番33 (保管場所)

設置年月日 平成31年2月26日

処理能力 汚泥 1,200m³/日(8時間)

許可番号 03124007362

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 令和 5年 3月 2日

許可の有効年月日 令和12年 3月 1日

1. 事業の範囲

| | 産業廃棄物の種類 | 中間処理（造粒固化） |
|-----|---------------|------------|
| (1) | 汚泥（無機性汚泥に限る。） | ○ |

以上1品目、特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。

（備考）「○」は取り扱うことができるものを示す。

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：汚泥の造粒固化施設（移動式）

| | | |
|--------|---|--|
| 設置場所 | 鳥取県内の建設工事現場又は解体工事現場内（鳥取市内、岩美町内、若桜町内、智頭町内及び八頭町内を除く排出事業場に限る。） | |
| 施設保管場所 | 広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番30 | |
| 設置年月日 | 平成31年2月26日 | |
| 処理能力 | 汚泥 | 1200m ³ /日（150m ³ /時間×8時間/日） |

(2) 施設の種類：汚泥の造粒固化施設（移動式）

| | | |
|--------|---|--|
| 設置場所 | 鳥取県内の建設工事現場又は解体工事現場内（鳥取市内、岩美町内、若桜町内、智頭町内及び八頭町内を除く排出事業場に限る。） | |
| 施設保管場所 | 広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番33 | |
| 設置年月日 | 令和7年5月19日 | |
| 処理能力 | 汚泥 | 1200m ³ /日（150m ³ /時間×8時間/日） |

3. 許可の条件

中間処理に伴う騒音レベルを敷地境界線上で維持管理目標値以下とすること。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5年 3月 3日 更新許可

令和 7年 5月 28日 変更届（事業の用に供する施設の廃止及び追加）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取市長 深澤 義彦



許可の年月日 令和5年3月2日
許可の有効年月日 令和12年3月1日

1. 事業の範囲

| | 産業廃棄物の種類 | 中間処理（造粒固化） |
|-----|----------|------------|
| (1) | 汚泥 | ○ |

・以上1品目、特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。
・(1)については、無機性汚泥に限る。

(備考)「○」は取り扱うことができるものを示す。

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：汚泥の造粒固化施設（移動式）

| | | |
|-------|--|---|
| 設置場所 | 鳥取県内における建設工事現場又は解体工事現場内（鳥取市内、岩美町内、若桜町内、智頭町内及び八頭町内の排出事業場に限る。） （施設保管場所：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番33） | |
| 設置年月日 | 令和7年5月19日 | |
| 処理能力 | 汚泥 | 1,200m ³ /日（150m ³ /時間×8時間/日） |

(2) 施設の種類：汚泥の造粒固化施設（移動式）

| | | |
|-------|--|---|
| 設置場所 | 鳥取県内における建設工事現場又は解体工事現場内（鳥取市内、岩美町内、若桜町内、智頭町内及び八頭町内の排出事業場に限る。） （施設保管場所：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番30） | |
| 設置年月日 | 平成31年2月26日 | |
| 処理能力 | 汚泥 | 1,200m ³ /日（150m ³ /時間×8時間/日） |

3. 許可の条件

中間処理に伴う騒音レベルを敷地境界線上で維持管理目標値以下とすること。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年5月9日 更新許可

令和7年5月28日 事業の用に供する施設の追加及び廃止

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無



産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社環境開発公社 代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

那覇市長 知念 寛



許可の年月日 令和 4年 5月17日

許可の有効年月日 令和11年 2月23日

1. 事業の範囲

中間処理

(造粒固化) : 汚泥

無機性汚泥に限る。石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品
産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄
物であるものを除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

造粒固化施設① (BZ210-3)

設置場所 : 移動式 (那覇市内の排出事業場に限る)

駐機場所 : 広島県広島市佐伯区五日市町石内笹原10460番30

処理能力 : 1, 200 m³/日 (8時間) 150 m³/時間

設置年月日 : 平成31年 2月26日

造粒固化施設② (BZ210-3)

設置場所 : 移動式 (那覇市内の排出事業場に限る)

駐機場所 : 広島県広島市佐伯区五日市町石内笹原10460番33

処理能力 : 1, 200 m³/日 (8時間) 150 m³/時間

設置年月日 : 令和7年5月19日

3. 許可の条件

- (1) 当該施設の稼働は那覇市内の排出事業場に限る。
- (2) 当該施設に起因した環境に関する苦情などの申し出があった場合には、直ちにその原因を調査し、適切な措置を速やかに講ずること。

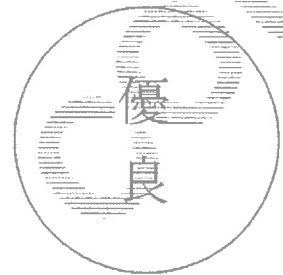
4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年 2月24日 新規許可
平成29年12月21日 変更届出 (施設の追加)
平成31年 3月22日 変更届出 (施設の追加)
平成31年 4月16日 変更届出 (駐機場変更)
令和 元年 5月 7日 変更届出 (施設減: BZ210-1)
令和 元年 5月22日 変更届出 (住所変更)
令和 元年11月18日 変更届出 (住所変更)
令和 4年 5月17日 更新許可 (優良認定)
令和 7年 6月20日 変更届出 (処理施設の変更)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無
令和3年11月17日産業廃棄物収集運搬業許可証 (許可番号第 3600007362 号)

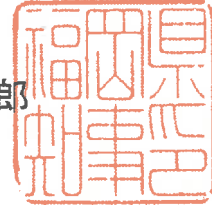
産業廃棄物処分業許可証

住所 広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 6 年 3 月 22 日
許可の有効年月日 令和 13 年 3 月 21 日

1. 事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)

中間処理(造粒固化(移動式)):汚泥(無機性に限る。) 以上1品目
以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限り)を記載すること。)

造粒固化施設(移動式):保管場所 広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番30
設置年月日 平成31年2月26日
処理能力 1200m³/日(8時間)

造粒固化施設(移動式):保管場所 広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番33
設置年月日 令和7年5月19日
処理能力 1200m³/日(8時間)

以下余白

3. 許可の条件

移動式処理については、排出事業場敷地内において行うこと。
以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 6 年 3 月 22 日 更新許可
令和 7 年 6 月 2 日 変更届出により造粒固化施設の変更
以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の宗像・遠賀保健福祉環境事務所で行ってください。

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島市西区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社 環境開発公社

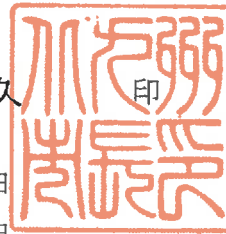
(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 栗本 貴志



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 武内 和久

許可の年月日 令和 5年 2月 22日
許可の有効年月日 令和 12年 2月 21日



1 事業の範囲

事業の区分

中間処理業（造粒固化）

産業廃棄物の種類

汚泥（無機性の建設汚泥に限る。）

以上1種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：造粒固化施設（BZ210-3 No.2064）

産業廃棄物の種類：汚泥 以上1種類

設置場所：移動式

設置年月日：平成31年 2月26日

処理能力：1日あたり1200立方メートル（8時間）

施設の種類：造粒固化施設（BZ210-3 No.3004）

（令和7年6月10日 変更届による施設追加）

産業廃棄物の種類：汚泥 以上1種類

設置場所：移動式

設置年月日：令和 7年 6月10日

処理能力：1日あたり1200立方メートル（8時間）

3 許可の条件

処理については、発生現場内において行い、生活環境保全上、支障のないよう措置を講ずること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成30年 2月22日 新規許可

令和 5年 2月22日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無